

農業農村整備事業総合評価落札方式（業務方針提案型）提案書評定取扱要領

（平成２３年４月２７日整－２８９）

（目 的）

第１条 この要領は、秋田県が発注するほ場整備関係事業及び基幹的土地改良施設改修事業に係る建設コンサルタント業務について、農業農村整備事業総合評価落札方式（業務方針提案型）（以下、「業務方針提案型」という。）の厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって技術資料の審査に資するために必要な事項を定める。

（定 義）

第２条 この要領において、技術評価点、価格評価点及び総合評価点とは「農業農村整備事業総合評価落札方式（業務方針提案型）運用の手引きに定めるものをいう。

２ この要領において、評定とは総合評価点を構成する技術評価点のうち、「業務方針提案」に係る評価点を決定することをいう。

３ この要領において、審査とは「農業農村整備事業に係る総合評価落札方式（業務方針提案型）試行要綱」（平成２２年２月２２日整－２６００）第７条に定める業務方針提案型に係る資料（以下、「技術資料」という。）を審査することをいう。

（評定者）

第３条 評定を行う者（以下、「評定者」という。）は、農業農村整備総合評価落札方式（業務方針提案型）事前検討会設置要領（平成２３年４月２７日整－２８９）（以下、「事前検討会設置要領」という。）第４条第２項に定める地方検討会（以下、「地方検討会」という。）の会員（以下、「会員」という。）とする。

（評定の方法）

第４条 評定は、業務ごとに独立して行うものとする。

２ 評定は、地方検討会において審議した事項に基づき、的確かつ公正に行うものとする。

（評定表）

第５条 評定は、業務方針提案型の評定基準運用表（別紙１）を用いて、別記様式第１号の農業農村整備総合評価落札方式（業務方針提案型）提案書評定シート（以下、「評定シート」という。）によって行うものとする。

（評定の修正）

第６条 会員は、事前検討会設置要領第１条第２項に定める事前検討会（以下、「事前検討会」という。）により審議した事項に基づき、必要に応じて評定の修正を行うものとする。

２ 会員は、選定委員会により審査した事項に基づき、必要に応じて評定の修正を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 会員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を他の者に漏洩したり、自己又は第三者の利益のために利用してはならない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日整―2283 一部改正）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月26日整―1203 一部改正）

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（令和4年6月29日整―777 一部改正）

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

農業農村整備事業総合評価落札方式（業務方針提案型）評価基準運用表

1. 評価者別評価基準

評価は、課題及び提案項目ごとに行い、加点方式により採点するものとする。

表 1 評価者評価基準

課 題 (業務方針提案)	提案項目数	評価基準		採点方法
		着眼点	加点	
1－1 地域との関わりに関する提案	最大 5 提案	的確性 実現性 独自性	+1 点 +1 点 +1 点	最大 3 点 × 提案数 = 15 点
1－2 業務の遂行に関する提案	最大 5 提案	的確性 実現性 独自性	+1 点 +1 点 +1 点	最大 3 点 × 提案数 = 15 点
1－3 特定のテーマに関する提案	最大 5 提案	的確性 実現性 独自性	+1 点 +2 点 +1 点	最大 4 点 × 提案数 = 20 点
合 計				50 点

2. 課題別評価基準

1－1 地域との関わりに関する提案

評価は、項目提案ごとに「的確性」、「実現性」、「独自性」の着眼点で行うものとし、判断基準を満足する場合について加点を行う。

表 2-1 評価基準（地域との関わりに関する提案）

評価の着眼点		判断基準	加点
項 目 別	的確性	○地域特性を的確、かつ客観的に捉えていると判断できる (注意事項) ・ 論点が明確で、課題の抽出が適切である場合に加点する ・ 地域及び地元等に関する一般的な内容の場合には加点しない ・ 地域特性を的確に捉えていても、自分の考えに溺れていると判断される場合には加点しない	+1 点
	実現性	○提案内容に実現性が見られると判断できる (注意事項) ・ 提案内容が具体的、実現的であっても、一般的な範囲のものであれば加点しない	+1 点
	独自性	○提案内容に独自性が見られると判断できる (注意事項) ・ 新たな視点での提案内容であっても、信頼性に乏しいと判断される場合には加点しない。	+1 点

1－2 業務の遂行に関する提案

評価は、項目提案ごとに「的確性」、「実現性」、「独自性」の着眼点で行うものとし、判断基準を満足する場合について加点を行う。

表 2-2 評価基準（業務の遂行に関する提案）

評価の着眼点		判断基準	加点
項目別	的確性	○業務特性を的確、かつ客観的に捉えていると判断できる （注意事項） ・論点が明確で、課題の抽出が適切である場合に加点する ・業務全般に関する一般的な内容の場合には加点しない ・業務特性を的確に捉えていても、自分の考えに溺れていると判断される場合には加点しない	+1 点
	実現性	○提案内容に実現性が見られると判断できる （注意事項） ・提案内容が具体的、実現的であっても、仕様書等に定められた通常業務の範囲のものであれば加点しない。	+1 点
	独自性	○提案内容に独自性が見られると判断できる （注意事項） ・新たな視点での提案内容であっても、信頼性に乏しいと判断される場合には加点しない。	+1 点

1－3 特定のテーマに関する提案

評価は、項目提案ごとに「的確性」、「実現性」、「独自性」の着眼点で行うものとし、判断基準を満足する場合について加点を行う。

表 2-3 評価基準（特定のテーマに関する提案）

評価の着眼点		判断基準	加点
項目別	的確性	○課題を的確、かつ客観的に捉えていると判断できる （注意事項） ・論点が明確で、課題の抽出が適切であれば加点する ・課題全般に関する一般的な内容の場合には加点しない ・課題を的確に捉えていても、自分の考えに溺れていると判断される場合には加点しない	+1 点
	実現性	○提案内容に実現性が見られると判断できる （注意事項） ・提案内容が具体的、実現的であっても、仕様書、基準書等に定められた通常業務の範囲のものであれば加点しない	+1 点
		○課題解決のための根拠や引用文献等の記載がある	+1 点
	独自性	○提案内容に独自性が見られると判断できる （注意事項） ・新たな視点での提案内容であっても、信頼性に乏しいと判断される場合には加点しない。	+1 点